

合併協定書



平成 17 年 2 月 24 日

加世田市・笠沙町・大浦町・坊津町・金峰町

目 次

1	合併の方式 -----	P 1
2	合併の期日 -----	P 1
3	新市の名称 -----	P 1
4	新市の事務所位置 -----	P 1
5	財産・債務の取扱い -----	P 1
6	議会の議員定数及び任期の取扱い -----	P 1
7	農業委員会の委員定数及び任期の取扱い -----	P 2
8	地方税の取扱い -----	P 2・3
9	一般職職員の身分取扱い -----	P 3
10	地域審議会の取扱い -----	P 3
11	新市まちづくり計画 -----	P 3
12	特別職の身分取扱い -----	P 3
13	条例・規則等の取扱い -----	P 4
14	事務組織・機構の取扱い -----	P 4
15	一部事務組合等の取扱い -----	P 4・5
16	使用料・手数料等の取扱い -----	P 6
17	公共的団体等の取扱い -----	P 6
18	補助金・交付金等の取扱い -----	P 6
19	町名・字名の取扱い -----	P 6
20	慣行の取扱い -----	P 6・7
21	国民健康保険事業の取扱い -----	P 7
22	介護保険制度の取扱い -----	P 7
23	消防団の取扱い -----	P 8
24	自治会・行政連絡機構の取扱い -----	P 8
25	男女共同参画事業の取扱い -----	P 8
26	姉妹都市・国際交流事業の取扱い -----	P 8
27	電算システム事業の取扱い -----	P 8
28	広報広聴関係事業の取扱い -----	P 8
29	情報公開事業の取扱い -----	P 9
30	納税関係事業の取扱い -----	P 9
31	消防防災・交通関係事業の取扱い -----	P 9
32	保健衛生事業の取扱い -----	P 9・10
33	公立病院・診療所の取扱い -----	P 10
34	福祉事業の取扱い -----	P 10～12
35	環境衛生対策事業の取扱い -----	P 12・13
36	農林水産関係事業の取扱い -----	P 13・14
37	商工労働・観光関係の取扱い -----	P 14
38	建設関係事業の取扱い -----	P 14・15
39	上・下水道事業の取扱い -----	P 15
40	学校教育事業の取扱い -----	P 15
41	社会教育事業の取扱い -----	P 16
42	コミュニティ施策の取扱い -----	P 16
43	その他事業の取扱い -----	P 16・17
	・地域審議会の設置に関する協議 -----	P 18・19
	・調印書 -----	P 20
	・立会人 -----	P 21～27

合併協定書

1 合併の方式

加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町及び金峰町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年11月7日を目標とする。

3 新市の名称

新市の名称は「南さつま市」とする。

4 新市の事務所位置

1 新市の事務所の方式について

- (1) 新市における事務所の方式は、総合支所方式とする。
- (2) 現存する支所・出張所もすべて新市に引き継ぐこととする。
- (3) 総合支所方式の期限については、1市4町間で住民の交流が活発になされ、一体感が生まれるまでとし、その間は各々の支所に一定の機能・権限を持たせることとする。

2 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置は、加世田市川畑2648番地（現加世田市役所）とする。

5 財産・債務の取扱い

- 1 加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町及び金峰町（以下「1市4町」という。）の所有する公有財産については、現行のまますべて新市に引き継ぐものとする。
- 2 1市4町の所有する物品については、現行のまますべて新市に引き継ぐものとする。
- 3 1市4町の保有する基金については、合併時の現有額を持ち寄るものとする。なお、財政調整基金及び減債基金については、新市の財政運営に配慮し、平成14年度標準財政規模の一定率の額を確保することを目標とする。
- 4 1市4町の保有する債権、出資、有価証券及び債務（債務負担行為、債務保証を含む）については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員定数及び任期の取扱い

新市の議会議員定数は26人とする。

ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙に限り、新市の議員定数は27人とする。

また、合併前の関係市町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、次のとおりとする。

加世田市の区域 12人 笠沙町の区域 3人 大浦町の区域 3人
坊津町の区域 4人 金峰町の区域 5人

なお、定数特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しないものとする。

7 農業委員会の委員定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会については、合併時に統合するものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同法施行令第2条の2の規定により、26人とする。

ただし、合併時に1市4町の農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後50日間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

- 2 在任特例後最初に実施される選挙については、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び同法施行令第5条に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

なお、その後の選挙については、新市において検討する。

選挙区		定数
加世田市	1選挙区	10人
笠沙町 坊津町	1選挙区	4人
大浦町	1選挙区	3人
金峰町	1選挙区	9人
合計	4選挙区	26人

- 3 新市において農業の動向等を勘案しつつ、農業委員協力員又は補助員等の設置について検討するものとする。

8 地方税の取扱い

- 1 地方税の取扱いについては、合併年度は1市4町の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。
- 2 原則として1市4町同一のものについては、現行のとおりとする。
- 3 個人市民税均等割の税率については、地方税法の標準税率とする。
- 4 法人市民税法人税割の税率については、地方税法の制限税率（14.7%）とする。

ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用して、合併翌年度から3年度間で、段階的に調整する不均一課税とする。

- 5 納期については、次のとおりとする。

個人市民税：1期 6月1日から同月30日まで
2期 8月1日から同月31日まで
3期 10月1日から同月31日まで
4期 翌年1月1日から同月31日まで

固定資産税：1期 5月1日から同月31日まで
2期 7月1日から同月31日まで
3期 11月1日から同月30日まで
4期 翌年2月1日から同月末日まで

軽自動車税：全期 4月11日から同月30日まで

- 6 前納報奨金については、合併時に廃止する方向で調整する。
 - 7 減免については次のとおりとし、基準等については合併時まで調整する。
 - (1) 市民税については、加世田市の例によるものとし、減免対象者等を一部加える方向で調整する。
 - (2) 固定資産税については、合併時まで調整する。
 - (3) 軽自動車税については、1市4町同一であり現行のとおりとする。
 - 8 鉦産税は加世田市、笠沙町及び坊津町の例により調整する。
 - 9 入湯税は加世田市及び笠沙町の例により調整する。
 - 10 督促手数料については、1市4町同一であり現行のとおりとする。
- 9 一般職職員の身分取扱い
- 1 1市4町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
 - 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
 - 3 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から調整し、合併時に統一する。
 - 4 職員の給与制度については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。なお、現職員の給料については、現給を保障し、合併後新市の給与制度との整合性を図り、調整するものとする。
- 10 地域審議会の取扱い
- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項に基づく地域審議会を、合併前の加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町及び金峰町の区域ごとに設置する。
 - 2 当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。
- 11 新市まちづくり計画
- 新市まちづくり計画は、別冊「南さつま市まちづくり計画」に定めるとおりとする。
- 12 特別職の身分取扱い
- 特別職の職員（消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。
- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令等の定めるところによる。給与の額は、現行給与額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
 - 2 議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
 - 3 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会等の委員数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
 - 4 審議会・委員会等附属機関の委員の人数、任期、報酬の額は、現行の制度及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

13 条例・規則等の取扱い

条例、規則等については、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障のないよう整備するものとする。

14 事務組織・機構の取扱い

1 事務組織・機構については、「新市における行政組織機構の整備方針」に基づき整備する。また、本庁については、協定項目「新市の事務所位置」により、現加世田市役所とし、旧加世田市の行政区域を所管する総合支所を兼ねる組織機構とする。

2 附属機関の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 現に1市4町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

(2) 一部の市町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。

【新市における行政組織機構の整備方針】

(1) 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織機構

(2) 市民に親しまれ、分かりやすく、利用しやすい組織機構

(3) 市民の声を適正に反映し、地域課題に対応できる組織機構

(4) 運営が簡素で合理的な組織機構

(5) 指揮命令系統が簡素で責任の所在が明確な組織機構

(6) 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織機構

(7) 新たな政策課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構

15 一部事務組合等の取扱い

1 全国市議会議員共済会及び町村議会議員共済会鹿児島県支部については、当該共済会及び構成団体の協議を行い、関係市町は合併の日の前日をもって当該共済会から脱退し、新市において合併の日に全国市議会議員共済会に加入する。

2 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島県市町村職員退職手当組合、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島県市町村交通災害共済組合及び鹿児島県市町村消防補償等組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、関係市町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市の加入については合併時までに調整する。

3 地方公務員災害補償基金鹿児島県支部、鹿児島県市町村職員共済組合及び鹿児島県市町村自治会館管理組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

4 鹿児島県人事委員会に事務委託している公平委員会事務については、合併の日の前日をもって、鹿児島県との「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市との契約の締結については、合併時までに調整する。

5 視聴覚教育に関する事務については、合併の日の前日をもって「視聴覚教育に関する事務の事務委託に関する規約」等を廃し、新市の直轄事業として実施する。

6 加世田地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、財産及び職員の身分取扱いについては、新市に引き継ぎ、新市の直轄事業として実施する。

枕崎地区消防組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合、

加入又は委託する範囲は旧坊津町の区域とする。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時まで調整する。

また、新市においては、更なる広域再編を目指して調整に努める。

- 7 薩南火葬場組合については、加世田市、笠沙町、大浦町及び金峰町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。

枕崎地区衛生管理組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合、加入又は委託する範囲は旧坊津町の区域とする。

なお、財産及び職員の身分等の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時まで調整する。

- 8 薩南衛生処理組合(し尿処理)については、加世田市、笠沙町、大浦町及び金峰町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。

枕崎地区衛生管理組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合の加入又は委託する期間は当分の間とし、範囲については旧坊津町の区域とする。

なお、財産及び職員の身分等の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時まで調整する。

- 9 薩南衛生処理組合(ごみ処理)については、合併の日の前日をもって当該組合の共同処理事務から削除し、合併の日から新市の帰属事務として、旧加世田市、旧笠沙町、旧大浦町及び旧金峰町の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理については当分の間、枕崎地区衛生管理組合に加入又は委託する方向で調整する。

枕崎地区衛生管理組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合の加入又は委託する期間は当分の間とし、範囲については旧坊津町の区域とする。

なお、財産及び職員の身分等の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時まで調整する。

- 10 火葬、し尿、ごみ処理については、安定的・効率的な運営を図るため、これらの処理を新市及び近隣関係市町と共同処理が行えるように、一部事務組合を広域再編する方向で調整する。

- 11 南薩介護保険事務組合の構成団体である加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町及び金峰町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。

- 12 土地開発公社については、次のとおりとする。

(1) 加世田市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。

(2) 鹿児島県市町村土地開発公社笠沙町支社、大浦町支社、坊津町支社及び金峰町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県市町村土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

16 使用料・手数料等の取扱い

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。
- 2 手数料については、1市4町におけるこれまでの料金改定の経緯や住民の「一体性確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、統一に努めるものとする。

17 公共的団体等の取扱い

- 1 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。
 - (1) 1市4町に共通している団体又はこれに準じる団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
 - (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
 - (3) 独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとする。
- 2 第三セクターについては、それぞれの設立目的及び地域の実情を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

18 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直した上で、新市において調整する。

- 1 同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- 2 独自の補助金等については、従来からの経緯、実績及び目的等を考慮し均衡を保つよう調整する。
- 3 整理統合できる補助金については、統合・廃止するよう調整する。

19 町名・字名の取扱い

- 1 1市4町の町・字の区域は、現行どおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 加世田市においては、加世田を現行の大字に冠したものとする。
 - (2) 笠沙町、坊津町及び金峰町においては、現行の町名を現行の大字に冠したものとする。
 - (3) 大浦町においては、新たに大浦町を大字とする。

20 慣行の取扱い

- 1 市章、市民憲章、市の花、市の木等については、新市において制定する。
- 2 都市宣言については、新市において調整する。

- 3 表彰制度については、新市において調整する。ただし、すでに称号を贈られている名誉市町民については、その名誉を新市に引き継ぐ。

21 国民健康保険事業の取扱い

- 1 国民健康保険税については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 原則として、1市4町同一のものについては、現行のとおりとする。
 - (2) 本算定日については、8月1日とする。
 - (3) 納期については、次のとおりとする。

1期	4月1日から同月30日まで
2期	6月1日から同月30日まで
3期	8月1日から同月31日まで
4期	10月1日から同月31日まで
5期	12月1日から同月25日まで
6期	翌年2月1日から同月末日まで
 - (4) 税率については、合併年度は1市4町の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を考慮しながら合併時まで調整する。
 - (5) 減免については、合併時まで調整する。
- 2 保険給付関係事業については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 国民健康保険基金については、各市町の過去3か年間の年平均保険給付費等の5%以上に相当する額を持ち寄る。
 - (2) 国民健康保険保健事業については、合併時まで調整する。
 - (3) 高額療養費貸付については、現行のとおりとし、基金については合併時に統合する。
 - (4) 出産費資金貸付については、金峰町の例により新市に引き継ぐ。
 - (5) 出産育児一時金の支給については、現行のとおりとする。
 - (6) 葬祭費の支給内容については、現行のとおりとし、支給額については2万円とする。
 - (7) 国民健康保険運営協議会の委員の定数については、合併時まで調整する。

22 介護保険制度の取扱い

- 1 介護保険料は、合併後も現行のとおりとし、第3次事業計画（平成18年度）から統一する。
- 2 納期については、次のとおりとする。

1期	4月1日から同月30日まで
2期	6月1日から同月30日まで
3期	8月1日から同月31日まで
4期	10月1日から同月31日まで
5期	12月1日から同月25日まで
6期	翌年2月1日から同月末日まで
- 3 減免については、合併時まで調整する。
- 4 介護給付費準備基金については、新市に引き継ぐ。
- 5 介護保険財政調整安定化基金の借入金の償還金残額については、新市に引き継ぐ。

23 消防団の取扱い

- 1 合併時に統合し、各市町消防団員は新市に引き継ぐ。
- 2 分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。
- 3 任免、服務、階級については合併時に統一する。
- 4 消防施設及び資機材については、新市に引き継ぐ。
- 5 消防団員の報酬・費用弁償・各種手当等については、合併時まで調整する。
- 6 行事・大会等については、合併時まで調整する。

24 自治会・行政連絡機構の取扱い

- 1 現行の加世田市及び笠沙町の集落、大浦町の地区、坊津町の自治公民館、金峰町の自治会を新市においては、名称を「自治会」に統一し、現行のまま引き継ぐ。
- 2 市政の円滑な運営を図るため、自治会に「行政嘱託員」を置き、その職務、任期及び報酬の額等については、合併時まで調整する。
- 3 円滑な住民自治活動が行えるよう、地域の実情を踏まえながら、自治会の行う自主的再編に対し、必要な協力と援助を行うものとする。

25 男女共同参画事業の取扱い

男女共同参画事業については、新市において「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成を推進する。

26 姉妹都市・国際交流事業の取扱い

- 1 姉妹都市事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、相手方都市の意向を確認したうえで改めて調印等を行う。
- 2 国際交流事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。なお、各種協議会等については、新市において速やかに調整する。
- 3 国際交流員招致事業については、新市において調整する。

27 電算システム事業の取扱い

電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう信頼性の確保と短期間での確実な統合を図るものとし、既存システム及びネットワークを活用し、合併と同時に安定稼働できるよう調整する。

28 広報広聴関係事業の取扱い

- 1 広聴関係事業（市政説明会、地区懇談会、懇話会、対話集会など）については、新市において調整する。
- 2 広報紙については、月1回発行し、内容及び配布方法等については合併時まで調整する。
- 3 お知らせ版については、月2回発行し、内容及び配布方法等については合併時まで調整する。
- 4 ホームページについては、内容について合併時まで調整し、新市において新たに開設する。

29 情報公開事業の取扱い

市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、行政の説明責務を果たすとともに市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、1市4町の条例を調整統一し、情報公開条例を合併時に制定する。

30 納税関係事業の取扱い

- 1 納税通知書・納付書の発送方法及び収納方法については、合併時まで調整する。
ただし、合併後当分の間は現行のとおりとする。
- 2 納税奨励金は、合併時に廃止する。
ただし、合併年度の交付については現行のとおりとする。

31 消防防災・交通関係事業の取扱い

- 1 防災(行政)無線については、合併後、当面は現行体制を維持し、新市において情報伝達施設の整備と合わせ総合的に検討する。
- 2 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- 3 防災会議については、合併時に新たに設置する。
- 4 自主防災組織資機材購入補助、防犯街路灯設置補助(集落・通学路)、有線放送施設整備費補助については、合併時まで調整する。
- 5 防犯連絡会(地区防犯協会)については、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 6 交通安全対策会議及び交通安全市民運動推進協議会については、合併時に新たに設置する。

32 保健衛生事業の取扱い

- 1 健康診査事業
 - (1) 結核検診については、現行のとおりとする。
 - (2) 各種がん検診、基本健診、肝炎ウイルス検診、女性の健康促進事業及び骨粗しょう症健診については、現行のとおりとし、差異のあるものについては合併時まで調整する。
 - (3) 歯周疾患健診及び複合健診については、現行のとおりとし、差異のあるものについては新市において調整する。
- 2 予防接種事業
 - (1) ツベルクリン反応検査、BCG接種及びポリオ接種については、現行のとおりとする。
 - (2) インフルエンザ予防接種については、現行のとおりとし、差異のあるものについては合併時まで調整する。
 - (3) 風しん、麻しん、三種混合及び日本脳炎接種については、新市において個別接種に移行できるよう調整する。
 - (4) 乳幼児インフルエンザ予防接種助成事業については、加世田市の例により合併時まで調整する。

3 母子保健事業

- (1) 母子健康手帳の交付、妊産婦新生児訪問、乳幼児訪問指導、自主サークル支援、なんでも子育て相談所等、3～4か月児健診、7～8か月児健診、1歳6か月児(歯科)健診、3歳児(歯科)健診及び妊婦・乳幼児健診については、現行のとおりとする。
- (2) 12～13か月児健康相談及び2歳・2歳6か月児歯科健診については、現行のとおりとし、差異のあるものについては合併時まで調整する。
- (3) 母親・両親学級、親子教室及び育児(母子)相談については、現行のとおりとし、差異のあるものについては新市において調整する。
- (4) わんぱくらんど事業については、加世田市の例により新市において調整する。
- (5) 育児支援強化事業、乳幼児育成指導事業及び4歳・5歳児歯科健診については、加世田市の例により合併時まで調整する。
- (6) 乳製品の支給事業については、合併時まで制度の見直しを検討し、新市において事業を継続する方向で調整する。

4 老人保健事業

- (1) 健康手帳の交付、健康相談、健康教育、訪問指導及び機能訓練事業については、現行のとおりとする。
- (2) 個別健康教育については、加世田市及び金峰町の例により合併時まで調整する。
- (3) ヘルスアセスメント事業については、現行のとおりとし、差異のあるものについては新市において調整する。
- (4) 痴呆予防事業については、笠沙町及び大浦町の例により新市において調整する。

5 その他事業

- (1) 健康づくり推進員、食生活改善推進員及びボランティア育成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のあるものについては新市において調整する。
- (2) 母子保健計画及び健康日本21計画については、新市において新たに策定する。
- (3) 健康まつりについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、開催時期・開催場所・イベント内容等については新市において調整する。
- (4) こころの健康づくり事業については、大浦町の例により合併時まで調整する。
- (5) 保健センター等の管理運営については、現行のとおりとする。
- (6) 精神障害者居宅生活支援事業については、現行のとおりとし、差異のあるものについては新市において調整する。
- (7) 精神障害者社会復帰学級については、新市において事業を実施する方向で調整する。

33 公立病院・診療所の取扱い

- 1 公立病院及び診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 患者輸送事業については、現行のとおりとし、新市において運行等の見直しを検討する。

34 福祉事業の取扱い

福祉事業の取扱いについては、各市町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として、調整を行うものとする。

1 社会福祉関係

- (1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの
 - 戦没者遺族等の援護事務
 - 災害援護資金貸付等事務
 - 身体障害者支援費関係事務
 - 知的障害者支援費関係事務
 - 障害児支援費関係事務
 - 障害児療育センター助成事業
- (2) 合併時までに調整するもの
 - 戦没者追悼式
 - 民生・児童委員推薦会
 - 重度心身障害者医療費助成事業
 - 自動車改造助成事業
 - 自転車改造費助成事業
- (3) 新市において調整するもの
 - 生活支援(福祉)バス
 - 社会福祉健康推進大会
 - ガイドヘルパー派遣事業

2 児童・母子福祉関係

- (1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの
 - 町立保育園に関すること
- (2) 合併時までに調整するもの
 - 父子手当
 - 乳幼児医療費助成
 - 家庭相談員
- (3) 新市において調整するもの
 - 特別保育事業
 - 児童クラブ事業(学童保育)

3 高齢者福祉関係

- (1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの
 - 老人福祉センターの管理運営
 - 高齢者能力活用センターいきいき館の管理運営
 - 老人ホーム施設の管理運営
- (2) 合併時までに調整するもの
 - 在宅福祉アドバイザー
 - 在宅介護支援センター運営事業(基幹型)
 - 市(町)民福祉手当支給事業
 - はり・きゅう等助成事業
 - 敬老祝金等支給事業

支給年齢は、88歳、99歳の節目及び100歳以上での支給とする。支給時期、金額及び支

給方法等については合併時まで調整する。

ねたきり老人等紙おむつ支給事業

高齢者等日常生活用具給付等事業

高齢者ふれあい事業

住宅改修事業（ゆうゆうライフ事業）

(3) 新市において調整するもの

老人福祉バス

在宅介護支援センター運営事業(加算事業)

生きがい対応型デイサービス事業

緊急無線通報装置貸与事業

高齢者等訪問給食サービス事業

生活支援型ホームヘルプ事業

緊急通報システム事業

家族介護用品支給事業

要介護高齢者等寝具洗濯乾燥サービス事業

生活支援移送サービス事業

家族介護慰労事業

家族介護者交流事業

高齢者地域支援体制整備・評価事業

生活管理指導事業（短期宿泊）

(4) 合併時に廃止するもの

入浴サービス事業

高齢者訪問理美容サービス事業

35 環境衛生対策事業の取扱い

1 施設関係

(1) 最終処分場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 団地等污水处理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 審議会関係

(1) 公害対策審議会については、加世田市の例により新市において新たに設置する。

(2) “きれいな笠沙”すすめる会については、笠沙町の例により新市において新たに設置する。

3 ごみ処理関係

(1) ごみの分別・収集については、当分の間は現行のとおりとし、合併後3年以内を目途に統一する。

(2) 指定ごみ袋については、新市において統一する。なお、残存する旧市町のごみ袋についても、統一後も使用することができるものとし、料金については合併時まで調整する。

(3) 生ごみ処理機購入補助は、新市において実施するものとし、補助金額については合併時まで調整する。

- (4) 資源ごみ有価物売却益及び分別収集の助成については、合併時まで調整する。
 - (5) ごみ箱・ごみステーション設置補助については、合併時まで調整する。
 - 4 し尿処理関係
 - (1) 生活排水処理基本計画については、新市において策定する。
 - (2) 合併処理浄化槽設置整備事業については、新市において実施するものとし、補助金額等については合併時まで調整する。
 - (3) 災害時のし尿処理対策については、新市において実施するものとし、合併時まで調整する。
 - 5 その他環境衛生関係
 - (1) 用水路清掃作業補助については、新市において実施するものとし、補助金額等については合併時まで調整する。
 - (2) 環境保全施設資金利子補助金については、合併時まで廃止する。
- 36 農林水産関係事業の取扱い
- 1 農業畜産関係
 - (1) 新市への移行により、整備しなければならない計画等については、新市において速やかに策定する。
 - (2) 農政関係各施設の管理運営については、これまでの利用者が引き続き同じ条件で使えるよう、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (3) 各種補助事業等については原則として現行のとおりとするが、所期の目的を達成したもののや補助期間の長い事業等があり合併後3年を目途に全面的に見直すものとする。
 - 2 農業土木関係
 - (1) 農業土木関係事業分担金の受益者負担率については、事業目的・内容等を考慮し、合併後3年を目途に統一する。
 - (2) 農道及び農業用施設整備補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。
 - (3) 農業用施設の維持補修に係る原材料支給及び重機借上事業については、加世田市の例により合併時まで調整する。
 - 3 農業委員会関係
 - (1) 3条許可申請事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、下限面積については、新市において調整する。
 - (2) 農業用軽油免税関係事務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。
 - (3) 標準小作料改定事業及び農作業標準賃金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の実情を考慮し、3年を目途に新市において調整する。
 - 4 林務水産関係
 - (1) 林業振興事業分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
 - (2) 県費単独補助治山事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に調整する。

- (3) 町単独間伐推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、関係団体等の動向を見ながら調整する。
- (4) 町単集材路等開設・改修事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- (5) 林業施設維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 水産振興対策協議会については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水産振興上の重要な事項を審議する協議会として設置する。
- (7) 漁協組織緊急再編対策事業利子補給金、坊泊漁業協同組合再建整備資金貸付、船員手帳交付及び坊津町漁民センターの管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (8) 漁業振興補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、従来からの経緯、実績及び目的等を考慮し、均衡を保つよう合併後調整する。

37 商工労働・観光関係事業の取扱い

1 商工労働関係

- (1) 街路灯設置事業については、加世田市の例により合併時まで調整する。
- (2) 商店街等補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において均衡を保つよう調整する。
- (3) 工業開発支援については、合併時に新たに条例を制定するものとする。
- (4) 商工振興資金利子補給事業については、大浦町の例により合併時まで調整する。
- (5) 地場産業振興については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (6) 中小企業支援事業については、加世田市の例により合併時まで調整する。

2 観光関係

- (1) さんさんプライダル事業については、加世田市の例により合併時まで調整する。
- (2) 観光イベント関係については、現行のとおり新市に引き継ぎ、開催時期や内容については、新市において調整するものとする。
- (3) 観光施設等の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

38 建設関係事業の取扱い

1 土木関係

- (1) 道路法に基づく道路の占用については、新たに条例を制定し、占用料を徴収する。
なお、現在徴収していない町もあることから、3年間の経過措置を設ける。
- (2) 道路・河川愛護作業にかかる奨励金については、今後ますます重要な作業であり、新市において統一した制度を設けることとする。
- (3) 市（町）単独施設整備事業費補助の土木に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。
- (4) 砂防事業については、加世田市の例により合併時まで調整する。
- (5) 急傾斜地崩壊対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。

2 建築関係

(1) 公営住宅、特定公共賃貸住宅、単独住宅に係る事務について、各市町差異のあるものについては、合併時まで調整する。

3 都市計画関係

(1) 都市計画区域は、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。

(2) 都市計画区域マスタープランは、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3) 都市計画関係事業については、新市まちづくり計画等に基づいて計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。

(4) 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

39 上・下水道事業の取扱い

1 水道事業及び下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

2 水道事業会計繰出金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

3 収納事務取扱金融機関、出納事務の一部取扱金融機関については、合併時まで調整する。

4 水道事業における調定・徴収事務については、水道料金改定時に統一する。

5 水道事業における徴収方法については、当分の間は現行のとおりとし、新市において調整する。

6 下水道事業における調定・徴収事務及び徴収方法については、当分の間は現行のとおりとし、新市において調整する。

40 学校教育事業の取扱い

1 学校通学区域については現行のとおりとし、新市において調整する。

2 ALT 派遣事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域を所管できるよう機能の充実を図る。

3 小規模校入学特別認可制度及び山村留学事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

4 幼稚園就園奨励費補助金、就学援助費及び体育大会等出場補助金については、合併翌年度から制度を統一する。

5 遠距離通学等補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において従来からの経緯、実績及び目的等を考慮し、均衡を保つよう調整する。

6 奨学金については、合併翌年度から制度を統一する。ただし、貸与月額については、合併翌年度から3年間現行のとおりとする。

7 スクールバスの運行については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において運営方法の統一化を調整する。

8 学校給食については、現在の施設を活用して実施するものとし、老朽化した施設や差異のあるものについては、新市において調整する。

41 社会教育事業の取扱い

- 1 青少年国際交流事業については、現行のとおりとし、新市において事業内容を調整する。
- 2 成人式、生涯学習推進大会及び文化祭については、新市において一会場で開催する。開催時期や内容等については、新市で調整する。
- 3 公民館、図書館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、本館・分館等の組織体系や管理運営は合併時まで調整する。
- 4 生涯学習講座については、当分の間、各市町の講座を現行のとおり実施し、新市において講座内容や実施方法を調整する。
- 5 文化財保存事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において適切な管理・保護に努める。
- 6 自主文化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 市民運動会及び市内一周駅伝大会については、当分の間、現行のとおりとし、新市において開催時期や内容等について調整する。
- 8 その他各種スポーツ大会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施主体、大会内容及び種目の統合等については新市で調整する。
- 9 生涯スポーツ奨励金については、坊津町及び金峰町の例により合併時まで調整する。

42 コミュニティ施策の取扱い

コミュニティ施策の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、自治活動、コミュニティ活動がより活発に推進できるよう、合併後3年以内に調整する。

43 その他事業

1 総務関係

(1) 選挙事務について

投票所については、当分の間、各市町の投票所をそのまま新市に引き継ぐ方向で調整する。

開票所については、開票所の広さ、参観人の収容スペース等を考慮し、合併時まで調整する。

(2) 行政改革大綱について

地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針に基づき、合併後、速やかに策定する。

2 会計事務関係

(1) 指定金融機関については、現在1市3町が指定している3つの金融機関の中から、合併時まで定める。

(2) 指定代理金融機関については、指定しない。

(3) 収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、1市4町内にある金融機関を指定できるよう合併時まで調整する。

3 窓口関係

窓口業務の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないことを原則とし、調整に努めるものとする。

4 企画関係

(1) 計画関係

総合振興計画については、新市まちづくり計画を基本にして、新市において速やかに策定する。総合振興計画審議会についても、新市において新たに設置する。

過疎地域自立促進計画・辺地計画については、新市において新たに策定する。

半島振興計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(2) 企業誘致関係

企業誘致事業については、合併時まで整理統合する。

5 議会関係

(1) 委員会種別及び委員数については、議員定数・行政機構等を考慮し、合併時まで調整する。

(2) 傍聴の取扱いについては、合併時まで調整する。

(3) 議会の広報については、議会の活動状況を広く住民に周知するため、年4回の議会広報紙を発行することとし、編集及び委員については新市において調整する。

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名 称	設 置 区 域
加世田地域審議会	合併前の加世田市の区域
笠沙地域審議会	合併前の笠沙町の区域
大浦地域審議会	合併前の大浦町の区域
坊津地域審議会	合併前の坊津町の区域
金峰地域審議会	合併前の金峰町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、第1条の表に定める設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市まちづくり計画の変更に関する事項
- (2) 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市の基本構想・各種計画の策定・変更に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前2項の規定により審議会から意見が述べられたときは、その意見を尊重するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会の代表者等
- (2) 公共的団体の代表者等
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選任された者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、当該区域に住所又は当該区域内に勤務を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、最初に招集すべき会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、本庁及び各総合支所において処理する。

(補則)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り、これを定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

調 印 書

加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町及び金峰町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく川辺地区合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年2月24日

加世田市長

川野信男



笠沙町長

中尾昌作



大浦町長

前野輝行



坊津町長

谷上幸男



金峰町長

大久保誠



特 別 立 会 人

鹿 児 島 県 知 事

伊 藤 祐 一 郎

立 会 人

合併協議会委員
(加世田市議会議長)

高倉正文

合併協議会委員
(加世田市議会議員)

新沢広美

合併協議会委員
(加世田市助役)

相星完治

合併協議会委員
(加世田市収入役)

新屋真二

合併協議会委員
(加世田市学識経験者)

山崎滋美

合併協議会委員
(加世田市学識経験者)

西 浩二

合併協議会委員
(加世田市学識経験者)

早都建夫

合併協議会委員
(加世田市学識経験者)

中村サ千

立 会 人

合併協議会委員
(笠沙町議会議長)

杉本昭男

合併協議会委員
(笠沙町議会議員)

園田豊

合併協議会委員
(笠沙町助役)

片平隆司

合併協議会委員
(笠沙町学識経験者)

中尾雄作

合併協議会委員
(笠沙町学識経験者)

山神春美

合併協議会委員
(笠沙町学識経験者)

山下英俊

合併協議会委員
(笠沙町学識経験者)

黒瀬公城

立 会 人

合併協議会委員
(大浦町議会議長)

野下 寛 俊

合併協議会委員
(大浦町議会議員)

重 島 修

合併協議会委員
(大浦町助役)

狩集 宏 隆

合併協議会委員
(大浦町学識経験者)

寺園 美 郎

合併協議会委員
(大浦町学識経験者)

中 本 拓 治

合併協議会委員
(大浦町学識経験者)

村 田 敏 雄

合併協議会委員
(大浦町学識経験者)

笠 山 瑞 代

立 会 人

合併協議会委員
(坊津町議会議長)

白井博美

合併協議会委員
(坊津町議會議員)

清水正孝

合併協議会委員
(坊津町助役)

米山拓郎

合併協議会委員
(坊津町学識経験者)

米山三夫

合併協議会委員
(坊津町学識経験者)

宮内一朗

合併協議会委員
(坊津町学識経験者)

宮下喜男

合併協議会委員
(坊津町学識経験者)

小原 絹子

立 会 人

合併協議会委員
(金峰町議会議長)

桑原 正和

合併協議会委員
(金峰町議会議員)

古屋 敷英雄

合併協議会委員
(金峰町助役)

坂口 二郎

合併協議会委員
(金峰町学識経験者)

萩原 正紀

合併協議会委員
(金峰町学識経験者)

宮下 次男

合併協議会委員
(金峰町学識経験者)

坂上 豊子

合併協議会委員
(金峰町学識経験者)

小 蘭 映作

立 会 人

合併協議会委員
(広域枠学識経験者)

中 島 彪

合併協議会顧問
(加世田総務事務所長)

中 野 実